

丸森町中小企業振興資金融資

対象者

- 丸森町内に事業所を有し、かつ、町内において引き続き同一の事業を1年以上営んでる者
- 前年度までの町税を完納し、かつ、債務の全部を弁済できると認められる者
- 事業内容が堅実で社会的に信用があると認められる者
- 宮城県信用保証協会で代位弁済を受けていない者
- 金融機関より取扱停止を受けていない者

融資条件

資金の用途	運転資金または設備資金
融資限度額	2,000万円以内
融資期間	運転資金7年以内 設備資金10年以内
融資利率	1.5%(令和3年度)
担保及び保証人	無担保 連帯保証人は原則法人代表者以外は不要
信用保証	保証協会の信用保証を受けること
保証料	町が全額負担
返済方法	一括または分割払いとし、据置期間は6か月以内とする

※ご注意 取扱金融機関および信用保証協会等の審査の結果によっては、ご希望の融資を受けられない場合があります。

裏面もご覧ください

丸森町 中小企業振興資金 利子補給金

運転資金融資の利子を補助します



- 対象者
- ・借入実行日の直近の決算の売上高が、その前期の決算の売上高に比して10%以上減少している者
 - ・平成21年3月2日から令和4年3月31日までの間に丸森町中小企業振興資金規則による運転資金の融資を受けた者

補給金額 償還利子(延滞利子額を除く)の2分の1に相当する額を限度
補給期間 3年(36月)分以内

※ 上記に該当する場合でも対象外になることがあります。
また、本事業は予算の範囲内での対応となります。詳細についてはお問い合わせください。

丸森中小企業振興資金融資および利子補給金のお問い合わせ

取扱金融機関 七十七銀行丸森支店 TEL0224-72-2077
仙台銀行丸森支店(角田支店内) TEL0224-63-2251

お問い合わせ先

丸森町役場 商工観光課 商工班
TEL:0224-87-7620 FAX:0224-72-3041
E-mail: shokou@town.marumori.miyagi.jp
HP: <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>